

目指す姿

町、市民、事業所が一体となり、それぞれの立場で考え方行動することができる環境美化や環境問題への高い意識を持つとともに、ごみの減量化やリサイクル化などが進む環境負荷の少ない持続可能な循環型社会が構築された、清潔で美しいまちを目指します。

現状

- ごみの不法投棄、野焼き、ペットの糞害、野良猫への無責任な餌やり、空地の雑草の繁茂など生活環境を悪化させる事象は、後を絶ちません。
- ごみ排出においては、ごみの分別や3R⁶³の徹底、廃棄物の排出抑制に向けた資源を循環させる仕組の構築などにより、清潔で美しいまちに少しずつ近づいています。
- 緑地や水辺空間などの自然環境は、町域も狭く、大規模な山林もないため、わずかしかありません。

課題

- 町民の日常生活における環境美化意識やモラルの向上が求められます。
- 一人あたりのごみ排出量や地球規模による温室効果ガス⁶⁴排出量が増加しているなど、自然環境に配慮し、自然と共生していく社会の形成には至っていません。
- 都市化の進行により、緑地などの自然環境は、減少しています。

町が取り組むべきこと

14-1 マナー啓発や美化活動により美しいまちを維持する

- 生活環境被害を軽減させるため、野良猫への無責任な餌やりに対して適切に指導するとともに、地域猫活動支援事業⁶⁵による不妊去勢手術を実施するなどの取組を推進します。
- 町内一斉清掃により、自分たちのまちは自分たちできれいにするという、環境美化に対する意識を向上させます。
- 環境監視員⁶⁶を効果的に活用し、不法投棄、野焼き、ペットの糞害などの生活環境に関する問題に対する啓発や指導を行います。

14-2 ごみを適切に収集して処理する

- ごみの出し方や分別の仕方などが徹底されるよう、広報誌や町のホームページなどをを利用して啓発します。
- 家庭や事業所から出るごみを収集、運搬する方法や選別、処理する施設などのごみを適切に処理する体制を安定的かつ継続的に確保します。

⁶³Reduceリデュース：排出抑制、Reuseリユース：再使用、Recycleリサイクル：再生利用の3つのRの総称。

⁶⁴大気圈にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと、地球温暖化の主な原因とされている。(水蒸気、二酸化炭素メタン、一酸化二窒素、フロンなどが該当)

⁶⁵飼い主のいない猫を原因とする住環境への被害等の防止及び町民の良好な生活環境の保持に寄与することを目的とし、地域猫活動団体に対し、野良猫の不妊・去勢手術券を交付する。

⁶⁶ごみの分別及び不法投棄ごみの監視・指導や、ポイ捨て及び犬のふんの放置等に対するモラル向上に向けたパトロール活動等を行う監視員。



14-3 地球温暖化防止と資源の有効利用を進める

- 「地球温暖化対策推進法⁶⁷」に基づいた、温室効果ガス排出量削減のため、地球温暖化対策を行います。
- 「食品ロスの削減の推進に関する法律⁶⁸」に基づいた、ごみ減量のため、食品ロスの削減対策を行います。
- ごみの減量化と資源化を推進するため、4R⁶⁹活動を推進します。

14-4 貴重な自然環境を守る

- 町内の貴重な緑地を守るために、まとまった緑地を緑地保全林地区⁷⁰に指定します。
- 良好な環境の保護と町民の自然を大切にする意識を高めるため、町民の自然環境保護活動への参加を促進します。

成果指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標の 方向性	目標値 (令和7年度)
町の環境衛生について、特に気にならぬことがない町民の割合	28.4%	上昇 ➡	36.4%
町民一人1日当たりのごみ(燃やせるごみ)の排出量	626 g	維持 ➡	626 g
1年間の資源回収量	822 t	維持 ➡	822 t
自然環境保護活動を行っている町民の割合	10.4%	維持 ➡	10.4%

みんなができること

町民・個人

- ごみの減量化と資源化を行うため、4R活動を実行します。
- 環境美化活動に積極的に取り組みます。
- 温室効果ガス排出量を削減させる取組を実行します。

町内会・地域

- 町民・個人などが一人でできることを、町内会や地域がけん引します。

企業・団体

- 町民・個人などが一人でできることを、事業者も実践します。

関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町一般廃棄物処理基本計画	平成29年度～令和13年度
志免町公共施設個別施設計画	令和2年度～令和26年度

⁶⁷ 地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動などによる温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

⁶⁸ 食品ロスの削減に関し、地方公共団体等の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする法律。

⁶⁹ 3RにRefuseリユース:発生回避を加えたもの。

⁷⁰ 市街化区域及びその周辺地域において、良好な自然環境を形成している緑地のうち、指定された樹林地。

目指す姿

道路、公園、上下水道などの適正な維持と利便性の向上により持続可能な都市基盤が整備されるとともに、地域特性にあったまちづくりが推進される、将来にわたって快適な住環境が整ったまちを目指します。

現状

- 道路、公園、上下水道などの施設はほぼ整備が完了しており、地域の公共交通も町内で無料の巡回バスを運行するなど、一定の都市基盤は整っています。
- 県道68号線など主要道路では慢性的な渋滞が起きており、くわえて、これまで通りの少なかった生活道路でも交通量が増加しています。
- 福岡市に隣接し都心部への交通アクセスの良さなどによりベッドタウンとして人気が高いことから、新たな宅地開発による住宅供給や大型店舗の立地が進んでいます。
- 町外から転入者が多い地域や高齢化が進んでいる地域など、それぞれの地域特性が顕在化しています。

課題

- 道路、公園、上下水道などの施設は、変化する環境の中でも持続できるように、今後も適正に維持管理していく必要があります。
- 都市計画道路「志免宇美線」の早期完成と交通安全対策の実施、安全な通学路の確保が必要です。
- 都市計画の方針に基づいた土地利用の誘導や無秩序な開発の防止などにより、快適な住環境の確保と維持が重要です。

町が取り組むべきこと

15-1 安全で便利な道路環境を整える

- 慢性的な交通渋滞の対策や交通の利便性向上のため、都市計画道路「志免宇美線」の早期完成を目指し、関係機関に働きかけます。
- 交通量など様々な要素を考慮し設定した各計画に基づき道路拡幅、歩道整備、舗装や橋梁を改修するとともに、通学路の交通安全対策や水路への転落防止対策を行います。

15-2 快適な住環境を整える ! 重点

- 町の都市計画の基本方針を定めた「志免町都市計画マスターplan⁷¹」に基づき、各地域の特性にあつた土地利用を促進します。
- 新たな開発事業による住環境の悪化を防ぐため、「志免町開発事業指導要綱⁷²」に基づく協議により事業者に対し適切に指導します。
- 公園の適正管理により、緑豊かな環境の創造と安心して利用できるスペースの提供を行います。
- 快適な暮らしと町内の衛生環境を保つため、下水道施設を計画的に更新するとともに、下水道事業の健全な経営を行います。
- 町内公共施設などを利用する際の利便性向上のため、地域公共交通に係る専門部署を設けて、巡回バスを運行するとともに、時代やニーズにあつた町内の交通手段について調査、研究します。総合戦略
- 高齢化がすすむ戸建ての住宅団地において、多世帯住宅や平屋住宅、バリアフリー住宅を建築しやすくするなど、時代と地域特性にあつた建築規制の見直しを行います。総合戦略

⁷¹「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、将来の望ましいまちの姿とその方策を定めるもの。

⁷²志免町の都市環境の整備と秩序ある土地利用及び市街地形成を図るために、事業者による開発事業とそれに関連する公共施設の整備基準を定めるもの。



15-3 安全な水を安定的に供給する

- 安心して飲める水を安定して供給するため、水道施設を計画的に更新するとともに、水道事業の健全な経営を行います。

成果指標

指標名	現状値 (令和元年度)	目標の 方向性	目標値 (令和7年度)
自宅周辺の身近な道路の利用しやすさに満足している町民の割合	61.1%	上昇 ➡	63.0%
狭小な土地分譲(分譲の平均が140m ² 未満)の割合	30.7%	下降 ⬇	0.0%
身近な公園や広場の利用しやすさに満足している町民の割合	62.8%	上昇 ➡	67.0%
巡回バスの利用者数 総合戦略	82,330人	上昇 ➡	85,000人
給水制限や断水の発生日数 (自然災害や計画的な工事等によるものを除く)	0日	維持 ➡	0日

みんなができること

- | | |
|---------------|--|
| 町民・個人 | ● 道路、公園、上下水道などの公共物を安全、適正に利用します。 |
| 町内会・地域 | ● 都市計画マスターープランの土地利用方針に基づき、都市計画法の申出制度や提案制度を利用した地域住民発意による計画を作成します。 |
| 企業・団体 | ● 地域にあった土地利用の仕方や建築規制を正しく理解し、遵守します。
● 「志免町開発事業指導要綱」の内容を正しく理解し、開発事業を行います。 |

関連する個別計画

計画名	計画期間
志免町道路整備計画	令和2年度～令和11年度
志免町道路転落等危険箇所対策計画	平成27年度～令和6年度
志免町通学路交通安全プログラム	令和2年度～令和3年度
志免町橋梁個別施設計画	平成31年度～令和10年度
志免町都市計画マスターープラン(令和3年度改定予定)	令和4年度～令和22年度
志免町水道事業ビジョン	平成27年度～令和6年度